

給水装置工事事業者指定までの流れ

(焼津市で給水工事をするために)

焼津市で給水装置工事をするためには、【焼津市指定給水装置工事事業者】としての登録が必要になります。まず、以下の要件を満たしているか、確認をお願いします。

1. 給水装置工事主任技術者がいますか？

主任技術者が1名もいない場合は、次のいずれかの方法で有資格者を確保してください。

- ① すでに資格をお持ちの方を雇ってください。
- ② 主任技術者の国家試験に合格し、資格を取得してください。詳しくは、下記にお問い合わせください。

(財) 給水工事技術振興財団

〒163-0712 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル12階

TEL03-6911-2711 <http://www.kyuukou.or.jp/>

2. 機械器具がお揃いですか？

以下の①～④の項目の器具が揃っていることが条件となります。また、これら機械器具の写真を申請書とともに添付していただきます。

- ① 管切断用器具 (金切りのこ等)
- ② 加工用器具 (やすり、パイプねじ切り機等)
- ③ 管接合用器具 (トーチランプやパイプレンチ等)
- ④ 水圧テストポンプ

以上の要件が満たされていれば、登録申請が可能です。

申請手続きの手順、提出書類については以下のとおりです。

3. 指定手数料として 15,000 円が必要です。

申請時に手数料として 15,000 円が必要です。保証金などは不要です。

4. 申請に必要な書類は以下のとおりです。

申請書様式は焼津市水道事業ホームページにてダウンロードできます。(<http://suidou-yaizu.jp/>)

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書 (両面)
- ② 機械器具調書 (器具の写真を添付してください)
- ③ 誓約書
- ④ 法人の場合は定款 (現行のものと相違ない旨を記載し、代表者印を押印したもの) と登記事項証明書 (法人登記 履歴事項全部証明書)

個人の場合は、住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し

- ⑤ 主任技術者の免状の写し (主任技術者証とは異なります)
- ⑥ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (事業者証の交付の際にお持ちください)

5. 事業者証を発行します。

審査等が終了しましたら、ご連絡いたします。

6. 手続きが完了しました。

手続き完了後、あなたが事業者として指定されたことを告示します。また、交付式後に給水装置工事施工に関する基準等について説明をさせていただきます。

以後、指定事項等に変更が生じた場合は、変更手続きが必要になりますので、速やかに水道工務課給水担当までご連絡ください。

〒425-0045

焼津市柵宜島 20 番地の 1

焼津市 水道部 水道工務課

TEL054-624-0111